

特定貨物自動車運送業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	16~17	倉庫内にて、住宅廃材の仕分け作業中、ともに同場所にてリフトに乗務し、パレットの移動を行っていた作業員が後方を良く確認せず、バックした為リフトの左車輪と被災者の右足が接触し、骨折、裂傷した。	67	30~49
2	11~12	倉庫内にて、新人作業員に製品の入庫作業の指導を行う為、リフトに乗務させていた。製品が入庫し、その製品の検品作業を教えながら、リフト後方で台帳にチェックをしていた際、リフト作業員が後方を確認せずバックをした為、リフトの後方左車輪と被災者の右足甲が巻き込まれ、裂傷した。	62	30~49
2	15~16	被災者は補助者と共にトラック荷台への巻取りの積み込みを終え、後部アオリが閉まり切らなかったためチェーンで固定しようとしていた。被災者はトラック右後部に立ち右手を伸ばしチェーン先のゴムバンドを車体から外そうとし左手は車体後部に掛けていたチェーンに手を添えていた。補助者は後部アオリを支えていたが、その状態で安定すると思え両手を離してトラック右後部側面に回りロープのトサ締めにかかろうとした時アオリが下へ倒れ、被災者は後部アオリのキャッチとチェーンに左手人差し指を挟まれた。	21	100~299
3	15~16	荷卸先の会社でトラックを駐車して降りようとしたところ、横に柱があり20cmくらいしかドアが開かず、そこから出ようとしたら頭を挟んで怪我をした。	36	10~29
4	20~21	ベルトコンベアの上に、ダンボールが溜まり、詰まりを解消する為、取り出そうと作業を行う際、ベルトコンベアの中に軍手が挟まり、右手人差し指・中指薬指3本が同時に巻き込まれ損傷した。	33	30~49

4	8~9	工事現場に2次コンクリート製品（水路壁）重量1.6トンの納入の為に車両荷台から小型移動式クレーンで吊り金具を使用し降す作業中、製品を地上に置き、吊り金具をはずしウチを巻き上したが、吊り金具が完全にはずれていなかったため製品が倒れ、車両の荷台と製品に挟まれた。	55	50 ~ 99
7	13~ 14	倉庫内にて、フォークリフトを充電場所に保管するため、後進にて進行し、停止させようとブレーキをかけた時、スリップし壁面に衝突。災害発生時、倉庫内の湿度は高く、床面に水滴が付着し滑りやすい状態だったが、進行方向の安全確認を怠り走行時速の出し過ぎでスリップし、壁面とフォークリフトの間に左足を挟まれた。	24	100 ~ 299
9	16~ 17	工場の製図ベビー断裁機で、当日最後のロットのセットを開始した、当該ロットの材料を二つ割にする作業で、セットが終わり試験通紙を行うために1枚の材料に左手をのせてフィードロールに送り込もうとして、材料と一緒に左手をフィードロールに巻き込まれた。被災者はすぐに自分の右手で非常停止ボタンを押して機械を止め、製造メンバーが安全カバーを外しバールでフィードロールを開けて被災者を救出した。	52	30 ~ 49
12	4~5	配送先において作業中、トラックのゲートを上げた際に、車体とゲートの間に右足先端を挟んでしまい負傷した。上降装置のゲートを使用する際に、ゲート①の位置からゲート②へ上昇させた時に被災した。	29	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html